

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百五十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和五年八月九日から適用する。

令和五年八月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>別表 第1部～第7部 (略)</p> <p>第8部 追 補 (4)</p> <p>品 名 _____</p> <p>規 格 単 位 _____</p> <p>シユンレンカ錠300mg</p> <p>300mg 1錠</p> <p>94,814.20</p> <p>品 名 _____</p> <p>注 射 薬</p> <p>規 格 単 位 _____</p> <p>薬 価 円</p> <p>シユンレンカ皮下注463.5mg</p> <p>1.5ml 2瓶 1組</p> <p>3,208,604</p>	<p>別表 第1部～第7部 (略) (新設)</p>